

とやまマッチングツアー業務委託仕様書

1 委託業務名

とやまマッチングツアー業務委託

2 目的

本県の地域活力維持のためには、地方生活に関心のある都市部の人材を本県へ呼び込み、富山ならではの暮らしや地域の魅力を体感してもらうことにより、関係人口を創出・拡大し、移住へのきっかけとすることが重要である。このため、移住を検討する場合に大きな課題となる「仕事」を中心に、観光、暮らし、地域交流等を組み合わせた体験プログラムを構築、展開していくもの。

3 業務内容

(1) 体験プログラムの設計及び調整

受入事業者や県、市町村等と仕事の内容等や宿泊場所等の体験プログラムの設計、調整を行うこと。なお、受入事業者や体験のテーマについては、県が関係部署や市町村への意向調査等を行い、この結果をもとに受注者と調整する。

①受入事業者数

15 事業者程度。同期間で 5 事業者程度での体験プログラムを 3 回実施する。

②参加者人数目標

合計 30 人以上

③プログラム実施日数

1 回あたり 1 週間（6 泊 7 日）から 2 週間（13 泊 14 日）程度とする。

④参加者のターゲット層

居住地：県外（特に首都圏・関西圏）

年代：20 歳代～40 歳代をメインターゲットとする。

性別：問わない。ただし、女性が参加しやすいことが望ましい。

（ただし、雇用の求人のマッチングを行う場合は、求職者の年齢制限及び在住地の制限ができないことを鑑み、上記条件は目安とする。）

⑤受入事業者や体験テーマの条件

ア 本来の目的・趣旨を理解し、安全かつ適切な運営ができること。

イ 労働関係法令に基づく労働契約を結ぶとともに、契約を適正に履行すること。

（賃金の支払いや休憩の付与等）

ウ 労災保険の加入など、必要な手続きを行うこと。

エ 富山県ならではの就労経験が得られる事業者であること。

(2) 参加者の宿泊場所や移動手段の情報提供

県や市町村等の関係機関や受入事業者と連携し、参加者が滞在期間中に滞在宿泊することができる場所及び域内での移動手段の情報を取得・整理し、参加者へ提案すること。

なお、宿泊場所については、事業者もしくは参加者負担とする。参加者負担の場合は、1プログラム期間中1名あたり30,000円の費用助成を想定しているが、金額については県と協議の上、決定する。

(3) 体験プログラムの周知、参加者の募集活動

体験プログラムの周知や参加者の募集について、ターゲット層に広く広報すること。

参加者の申し込み受付は受託者が行い、申込情報を適切に管理し、参加申込者に対して必要な連絡を適宜行うこと。

①ターゲット等の設定、見直しの提案

(ターゲットの考え方)

本業務におけるターゲットの考え方は次の表に示すとおりとする。

ア 移住に関心はあるが、候補地として富山県を検討していない人

地 域	県外（特に首都圏・関西圏）
年 代	特に 20 代～40 代
価 値 観	・移住に興味はあるが、移住地を決めていない移住漠然層
訴求内容	・移住候補地としての富山県の魅力

イ 候補地として北陸（富山県）を検討している人

地 域	県外（特に首都圏・関西圏）
年 代	特に 20 代～40 代
価 値 観	・北陸（富山県）での移住に興味があるが、暮らしや働き方のイメージが湧かずに不安がある方
訴求内容	・富山県の居住・就業環境の良さ など

ウ 地域貢献や地域課題解決を体験してみたい人

地 域	県外（特に首都圏・関西圏）
年 代	特に 20 代～40 代
価 値 観	地域貢献や地域課題解決欲がある
訴求内容	地域貢献や地域課題解決の舞台としての富山県の魅力 など

エ 富山県ならではの特定の業種（農業や伝統工芸など）に興味のある人

地 域	県外（特に首都圏・関西圏）
年 代	特に 20 代～40 代
価 値 観	特定の業種に興味があるが、候補地として北陸（富山県）を検討していない人
訴求内容	特定の業種の舞台としての富山県の魅力 など

(ターゲットに起こしてもらいたい行動変容)

行動変容	・富山県への移住に関心を持ち、移住セミナーや相談会へ参加する。 ・富山県に継続的に来訪する。 ・富山県に移住する。
------	---

（ターゲット見直しの提案）

ターゲットに対して広告を配信した結果、想定とは異なるエリア、年齢等をターゲットとすることが本業務の目的を達成するために、より効果的であると判断できるデータの蓄積があった場合は、その根拠とともに県に対して助言及び提案を行い、ターゲットの見直しについて、協議するものとする。

②目標値（KPI）の設定

3(3)①のターゲットについては、参加者数を最大にするという課題に対して、施策の最適化を行う目的にふさわしい KPI を設定すること。なお、その数値を計測するためのタグマネージャーの設定、計測ツールの設定なども、行うこと。

その他本業務の目的を達成するうえで必要な目標項目と目標値がある場合は、具体的に設定し、その内容を広告運用計画に記載すること。

設定した目標値を達成した場合においても、事業効果の最大化を目指して業務を継続し、効果的な運用に努めること。

③受託者による広告運用計画の作成

次に掲げる事項を盛り込んだ「広告運用計画」を作成し、契約締結後速やかに提出し、説明のうえ、承認を得ること。

【広告運用計画に盛り込むべき事項】

ア 本業務を通じたカスタマージャーニー

本業務におけるターゲットを元に本業務を通じたカスタマージャーニーを設定する。

イ 事業期間を通じた広告の運用方針

カスタマージャーニーに基づき、以下を設定する。

- A) 広告手法（デジタル広告、アナログ広告等）
- B) 掲出プラットフォーム（Google、Instagram、新聞等）
- C) 各広告（ディスプレイ広告、検索連動型広告、動画広告等）
- D) 各広告（上記 C）の経緯配分のバランス方針
- E) 各広告（上記 C）の具体的な運用方法
- F) 運用スケジュール（後述⑤参照）

ウ 情報発信コンテンツ（広告クリエイティブ）の作成方針（後述④参照）

エ 広告効果の検証及び運用の見直し方法

オ 目標設定（前述②参照）

カ その他必要な事項

④広告の運用管理

- ・ 広告は、ディスプレイ広告、検索連動型広告、動画広告等の各手法を用いて、ターゲット層への情報発信を行うこと。手法やその組み合わせ方法等は提案すること。
- ・ 透明性確保、費用対効果の明確化のため、広告費用のうち、広告媒体原価と管理運用費は分けて見積もること。

⑤効果測定、改善

- ・ 本業務により配信する広告のインプレッション数、クリック数、クリック率、コンバージョン数、コンバージョン率、クリック後の行動等を閲覧者の属性（地域、性別、年代

や興味関心等) ごとに適宜分析しながら、検索広告、ディスプレイ広告におけるキーワード等設定の見直しについて、県に協議すること。

- ・特に、計測開始から適宜、初動の結果報告や今後の対策についての説明を打合せ等により行うこと。
- ・広告の運用状況及びそれに基づく分析結果、運用の見直し方法及び結果等について、3回の体験プログラム各回ごとに県に報告すること。
- ・報告の際、必要に応じて運用の見直し等についての提案を行うこと。なお、提案は理解しやすいものを必須とし、理解が難しいものは再提出を指示する。
- ・その他、3 (3) ②で定めた KPI について、並びにウェブサイトについての改善案など、広告の管理画面上から得られるデータを記載するだけでなく、事業の成果最大化に向けた幅広い視野で作成すること。なお、報告書は修正を依頼した際は、対応すること。

(4) 体験プログラムと参加者のマッチング補助

体験プログラム参加の申込に対し、県と受入事業者で本事業の趣旨と合う申込者を選定するが、必要に応じて参加者への連絡等の補助を行うこと。

(5) 参加者の滞在中のフォロー

受注者は、参加者が滞在している期間、仕事体験のフォロー、観光・交流のナビゲート、トラブル発生時の対応等、参加者が円滑に体験プログラムを実施でき、参加満足度が高くなるようフォローすること。

(6) 緊急時の対応

滞在中に天災、事故、疾病等の事態が発生した場合は、参加者の安否確認や安全確保等対応を適時適切に行うこと。また、保険への加入手続きなど滞在に必要な措置を適切に講じること。

(7) 交通費・宿泊費補助の支払い

参加者の交通費・宿泊費負担を可能な限り軽減するため、参加者に対して 30,000 円を上限として補助し、支払うこと。

(8) 定例打合せ、進行管理

事業実施にあたっての関係者同士の打合せや、事業の進捗状況を確認するための打合せを適宜設定すること。打合せ実施に係る調整は、受注者が行うこと。

(9) アンケートの実施

受注者は、参加者、受入事業者、関係市町村に対して、本事業に対する感想・意見（良かった点、改善点など）や、本県での仕事や暮らしに関するアンケートを行うものとする。アンケート項目は、事前に県と調整すること。

4 委託期間

契約締結日から令和 8 年 2 月 28 日まで

5 留意事項

- (1) 本事業の実施に伴い、取得した個人情報を本事業以外で利用しないこと。
- (2) 特定の商品販売・販売の斡旋等事業以外の業務への勧誘を行うなど、事業の趣旨を逸脱する行動を行わないこと。
- (3) 参加者との間で発生したトラブルに対しては、責任をもって対処すること。
- (4) 本業務の企画運営及び広報宣伝を実施するに当たっては、「金品等の提供による不適切な集客行為」を断じて禁止する。なお、これらの行為が認められる場合、委託者は当該契約を解除又は無効とし、受注者に対して違約金又は損害賠償を請求するものとする。
- (5) 感染症の感染拡大や天災その他不可抗力により、事業実施時期の変更あるいは中止する場合があるが、柔軟に対応すること。なお、開催中止の場合は契約内容の見直しについて協議することとする。
- (6) 成果物については、下記①、②のとおりとする。なお、原則として「くらしたい国、富山」推進本部が複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすることができるものとする。ただし、作成の都合上やむをえず、著作権を「くらしたい国、富山」推進本部に譲渡できない写真、文章等を使用する場合は、事前に「くらしたい国、富山」推進本部事務局（県ワンチームとやま推進室）に申入れを行い、了解を得ること。「くらしたい国、富山」推進本部に著作権を帰属させることができない写真、文章等の二次利用については、その都度、「くらしたい国、富山」推進本部と受託者とで協議すること。
 - ① 広告クリエイティブ
本業務により制作した広告クリエイティブは、制作完了後、データにて納品すること。なお、本業務により作成し、発注者に提出した納品物の所有権及び著作権は発注者に帰属するものとし、委託者において自由に利用・修正・公開することができるものとする。
 - ② 報告書
アンケートの内容や、本事業を実施した上で受注者が考える課題等を分析し、移住希望者が自治体や地域に求めることや、受入側の課題等、県内における関係人口や移住者の受入環境整備に資するようとりまとめ、事業完了報告書として提出すること。
- (7) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法等を使用するときは、受託者がその仕様に関する一切の責任を負うこと。
- (8) 委託業務の遂行にあたり、別紙「デジタルマーケティング留意事項」を遵守すること。
- (9) 委託業務の遂行にあたり疑義が生じた場合、又はこの仕様書に定めのない事項については、受託者と委託者が必要に応じて協議をすること。

6 その他

契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と協議して決定すること。